

令和7年度 標茶町上水道 水質検査計画



標茶町水道課

目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
 - (1) 原水の水質状況
 - (2) 浄水の水質状況
4. 採水場所
5. 水質検査頻度及び設定理由
6. 水質検査項目及び検査頻度一覧表
7. 水質検査方法
8. 臨時の水質検査
9. 水質検査の委託機関
10. 水質検査計画及び検査結果の公表等
11. その他

1. 基本方針

標茶町水道課は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質の検査を実施します。

また、臨時に行う水質検査についても、計画書において、行う際の要件、検査項目及び実施方法の原則について明らかにします。

事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由を記載します。

法第20条第3項の規定により水質検査を委託するので、委託する検査機関等について記載します。

水質検査計画による測定結果については、需要者に対して公表します。

2. 水道事業の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 水道事業体名 | 標茶町 |
| (2) 計画給水人口 | 5, 0 2 0 人 |
| (3) 水源の名称 | 標茶町字多和4 9 7 番地4 (第1 ポンプ場)
字多和1 5 8 番地2 (第2 ポンプ場) |
| (4) 水源種別 | 深井戸 |
| (5) 配水池 | 1 箇所 ・ 容量7 7 2 m ³ |
| (6) 浄水処理方法 | 塩素消毒のみ |

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

水源は地下水で、現在までの水質は良好な状態であり、浄水については水質基準を十分満足しており、安全で良質な水といえます。

水源の周囲に工場等はなく、水質汚染のおそれはありませんが、今後も一層の水質管理を行っていく計画です。

(1) 原水の水質状況

令和4年度から令和6年度までの原水水質は下記のとおりです。

番号	項 目 名	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		№.1 深 井 戸	№.2 深 井 戸	№.1 深 井 戸	№.2 深 井 戸	№.1 深 井 戸	№.2 深 井 戸
1	一般細菌	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.006	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005
8	六価クロム化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
9	亜硝酸態窒素	< 0.004	< 0.004	< 0.007	< 0.004	< 0.004	0.006
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
12	フッ素及びその化合物	0.13	0.12	0.12	0.11	0.17	0.11
13	ホウ素及びその化合物	0.08	0.1	0.08	0.1	0.07	0.1
14	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	1・4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
17	ジクロロメタン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
18	テトラクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
19	トリクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
20	ベンゼン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
21	塩素酸						
22	クロロ酢酸						
23	クロロホルム						
24	ジクロロ酢酸						
25	ジブromクロロメタン						
26	臭素酸						
27	総トリハロメタン						
28	トリクロロ酢酸						
29	ブromジクロロメタン						
30	ブromホルム						
31	ホルムアルデヒド						
32	亜鉛及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
33	アルミニウム及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
34	鉄及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
35	銅及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
36	ナトリウム及びその化合物	20	21	21	23	19	21
37	マンガン及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
38	塩化物イオン	8.4	10	8.1	9.9	7.7	10
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	48	57	45	56	31	44
40	蒸発残留物	152	173	153	180	146	162
41	陰イオン界面活性剤	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
42	ジェオスミン	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
44	非イオン界面活性剤	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
45	フェノール類	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3
47	pH値	7.9	7.8	7.9	7.8	7.9	7.9
48	味	※	※	※	※		
49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
51	濁度	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	カプトボリジウム指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

※ 項目番号21～31は、消毒副生成物のため、原水では検査を実施しません。

(2) 浄水の水質状況

令和4年度から令和6年度までの浄水水質は下記のとおりです。

番号	項 目 名	水質基準値	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
1	一般細菌	100 以下	0	0	0
	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.005	0.005	0.005
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	< 0.004	< 0.004	0.005
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10.0 mg/l以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	0.12	0.14	0.11
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.09	0.10	0.10
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	1・4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
21	塩素酸	0.6 mg/l以下	< 0.06	< 0.06	< 0.06
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
26	臭素酸	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
30	ブromホルム	0.09 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	21	22	21
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
38	塩化物イオン	200 mg/l以下	10.1	10	10
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	55	55	45
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	178	173	195
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.8	7.8	7.9
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5
51	濁度	2度以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1

4. 採水場所

採水は原則として給水栓で行い、配水管の中で水質変化が起こらない項目については、配水池の出口で採水する場合があります。原水については水源で採水します。

また、試料の採水は標茶町において行います。

イ 浄水検査（給水栓水）

標茶町中央管理棟の給水栓から採水します。

ロ 毎日検査

○色・濁り・消毒の残留効果を検査します。

標茶町中央管理棟の給水栓から採水します。

ハ 原水検査・クリプトスポリジウム指標菌検査

○検査項目については、「6. 水質検査項目及び検査頻度一覧表」をご覧ください。

上水道第1ポンプ場及び第2ポンプ場

5. 水質検査頻度及び設定理由

(1) 法令では、概ね1ヶ月に1回以上検査する項目と、概ね3ヶ月に1回以上検査する項目に分けられ、概ね3ヶ月に1回以上検査する項目の一部は、次の場合に検査の回数を減らすこと又は検査を省略することができると定められています。

イ 「水質検査項目及び検査頻度一覧表」の「検査回数減の可否」欄に「可」印があり、基本検査頻度が「3ヶ月に1回以上」の項目は、過去3年間における検査の結果が基準値の5分の1以下であるときは概ね1年に1回以上に、過去3年間における検査の結果が基準値の10分の1以下であるときは概ね3年に1回以上に検査の回数を減らすことができます。

ロ 「水質検査項目及び検査頻度一覧表」の「検査省略の可否」欄に「可」印のある項目は、過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、水源及びその周辺の状況等から検査を行う必要がないと認められる場合は、検査を省略することができます。

(2) 上水道の水質検査回数（頻度）は、次頁の表に記載のとおりです。

上記（イ）又は（ロ）により検査回数を減らすことができる又は検査を省略できる項目については、水質の安全確認のため、すべて1年に1回検査を実施することとします。その他の項目については、法令で定められたとおりの回数で検査を実施します。

(3) 概ね1ヶ月に1回以上検査する項目のうち、「水質検査項目及び検査頻度一覧表」の「検査回数減の可否」欄に「可」印がある項目については、連続的に計測及び記録がされている場合には、3ヶ月に1回以上に検査の回数を減らすことができますが、本町上水道は該当しないため、1ヶ月に1回検査を実施します。

(4) 「水質検査項目及び検査頻度一覧表」の項目番号42と43については、水源が地下水であり藻類の発生するおそれがないため、検査回数を減らして1年に1回検査を実施します。

(5) 原水については、消毒副生成物（「水質検査項目及び検査頻度一覧表」の項目番号21～31）及び味（項目番号48）を除いたすべての項目について、1年に1回検査を実施します。

(6) クリプトスポリジウム対策として、指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）の検査を原水で3ヶ月に1回実施します。

(7) 検査項目等、詳細は「水質検査項目及び検査頻度一覧表」をご覧ください。

(8) 水質基準の改正について

イ 平成23年4月1日から「トリクロロエチレン」の基準値が0.01mg/l以下となりました。

（改正前0.03mg/l以下）

ロ 平成26年4月1日から「亜硝酸態窒素」が追加となりました。（基準値は0.04mg/l以下）

ハ 平成27年4月1日から「ジクロロ酢酸」の基準値が0.03mg/l以下へ、また「トリクロロ酢酸」の基準値が0.03mg/l以下となりました。

（改正前基準値 ジクロロ酢酸：0.04mg/l以下、トリクロロ酢酸：0.2mg/l以下）

ニ 令和2年4月1日から「六価クロム化合物」の基準値が0.02mg/l以下となりました。

6. 水質検査項目及び検査頻度一覧表

番号	基準項目	水質基準値	水道法施行規則に基づく			浄水検査			原水検査
			基本検査頻度	検査回数減の可否	検査省略の可否	月1回 (年間12回)	3ヶ月に1回 (年間4回)	年1回 ※1	年1回
	色、濁り、消毒の残留効果		毎日	不可	不可	毎日			
1	一般細菌	100 以下	1ヶ月に1回以上	不可	不可	○			○
2	大腸菌	検出されないこと	1ヶ月に1回以上	不可	不可	○			○
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可		○		○
8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	不可			○	○
10	シアニド化合物イオン及び塩化シアニ	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		○		○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	不可			◎	○
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			○	○
13	砒素及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
15	1,4-ジニトロベンゼン	0.05 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
16	ジメチル・1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
21	塩素酸	0.6 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		○		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		○		
23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		○		
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		○		
26	臭素酸	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	可		○		※3
27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		○		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		○		
29	ブromクロロメタン	0.03 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		○		
30	ブromホルム	0.09 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			○	○
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	○			○
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			○	○
40	蒸発残留物	500 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可		○		○
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
42	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフレン-4a(2H)-オール(別名ジオキシン)	0.00001 mg/1以下	時季に月1回以上	不可	可			※2 ○	○
43	1・2・7・7-テトラメチルビシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001 mg/1以下	時季に月1回以上	不可	可			※2 ○	○
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
45	フェノール類	0.005 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			◎	○
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/1以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	○			○
47	pH値	5.8以上8.6以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	○			○
48	味	異常でないこと	1ヶ月に1回以上	可	不可	○			
49	臭気	異常でないこと	1ヶ月に1回以上	可	不可	○			○
50	色度	5度以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	○			○
51	濁度	2度以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	○			○
52	クリプトスפורジウム指標菌								1回/3月
検査項目数						9	14	28	40

※1 「浄水検査」の「年1回」の欄に◎印がついている項目については、水源に汚染源が存在せず、過去の検査結果が基準値の1/10以下であるため、検査頻度を3年に1回とすることができるが、安全確認のため、年1回検査することとします。

※2 項目番号42、43については、水源が地下水であり、藻類が発生するおそれがないため年1回検査することとします。

※3 項目番号21～31は消毒副生成物のため、原水の検査は実施しません。

7. 水質検査の委託

(1) 水質検査は、下記のとおり委託します。

イ 委託の主な内容

- ・ 水道法第20条に基づく定期の水質検査及び臨時の水質検査
- ・ 水道法第18条に基づく水質検査請求による水質検査
- ・ 原水の水質検査

に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内に運搬できる方法により、検査場所へ搬入することとします。

ロ 検査項目及び頻度

「6. 水質検査項目及び検査頻度一覧表」を参照願います。

ハ 委託する水質検査機関

- ・ 住 所：札幌市清田区平岡1条1丁目1番40号
- ・ 名 称：日本衛生 株式会社

(2) 委託した検査の実施状況の確認方法

毎月行う水質検査の結果、水質検査機関より提出される水質検査結果報告書を基に、検査内容の確認を行います。また、必要に応じて検査施設への立入検査及び試料のクロスチェック（同一試料を他水質検査機関へ検査依頼をし、検査結果の比較を行う）等を行い、検査結果の信頼性の確保及び水質検査機関の技術能力の把握に努めます。

8. 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づく告示に示された検査方法により行います。

9. 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

なお、原因が不明の場合には、水質異常の原水は、試験用の試料採取時に保存用試料も採取し、原因の解明又は証拠物件としての必要性がなくなるまで冷凍保存します。

イ 水源の水質が著しく悪化したとき。

ロ 水源に異常があったとき。

ハ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。

ニ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。

ホ その他特に必要があると認められるとき。

10. 水質検査計画及び検査結果の公表等

(1) 水質検査計画及び水質検査結果は、標茶町役場ホームページにて公表します。また、水質検査計画については、役場1階ロビー、図書館で閲覧できます。

◎ホームページアドレス <http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/yakuba/>

(2) 水質検査計画は、検査結果と水源域の状況に基づいて見直しを行います。

また、水道利用者からのご意見も参考にさせていただきます。

(3) お問い合わせ、ご意見等は

標茶町役場水道課水道事業係

電 話 (015) 485-2111 内線266番・267番

FAX (015) 485-4111

E-mail info@office.town.shibecha.hokkaido.jp

(E-mailの場合は「水質検査計画について」と明記願います。)

11. その他

(1) 水道水質の安全性の確保に努めます。

(2) 水質事故が発生した場合は、保健所及び委託する水質検査機関と連携して現場調査及び水質調査を行い、早期復旧に努めます。